

充実したセカンドライフのために、特別金利でバックアップ!

退職金定期貯金

ネクスト ステージ



退職金お受取り後1年6ヵ月以内の

ご資金**300万円**以上(退職金のお受取り金額以内)を各支店・出張所窓口にて
お預け入れいただいた方は**特別金利**を適用いたします。

★「退職所得の源泉徴収票」等退職金を確認できる資料のご提示をお願いします。

期間
3ヵ月

年

1.50% (税引後
年1.195%)

募集期間 / 令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

※募集期間中、当JAで退職金お受取り後1年6ヵ月以内のご資金を定期貯金としてご契約いただける個人の方。
※他の金融機関で退職金を受け取られた方もご利用いただけます。
※特別金利の適用は初回満期日までとし、満期日以後は継続日における店頭金利を適用いたします。
※満期日までに中途解約される場合は、当JA所定の中途解約利率が適用されます。

※お利息に20.315%(国税15.315%・地方税5%)の分離課税がかかります。
※金利情勢の変化等により、取扱期間中であっても適用金利の変更、または取扱いを中止する場合がございます。
※金利は令和7年4月1日現在
※店頭で説明書をご用意しております。

くわしくは、お近くのJA窓口にお気軽にお問い合わせください。

 JAレーク滋賀

JAレーク滋賀

検索

退職金定期貯金「ネクストステージ」

《商品概要》

商品名	退職金定期貯金「ネクストステージ」
ご利用いただける方	退職金お受取り後1年6ヵ月以内の個人の方で「退職所得の源泉徴収票」、「退職金支払明細」、「退職金お受取り口座の通帳」等、退職金を確認できる資料をご提示いただける方。
期間	定型方式 3ヵ月 ※自動継続(元金継続または元利金継続)のみの取扱いとなります。
お預け入れについて	(預入方法) 一括預入 (預入金額) 300万円以上(退職金のお受取り金額以内) (預入単位) 1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。 
お利息	(適用金利) 預入時の下記の約定利率を初回満期日まで適用します。 ◎年1.50%(税引後1.195%) 自動継続後は、自動継続時のスーパー定期貯金(単利型)の約定利率を当該満期日まで適用します。 (利払頻度) 満期日以後に一括して支払います。 (計算方法) 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 (税金) 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。
取扱期間	令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)
制約条件	◎退職金を原資として、退職金のお受取り後1年6ヵ月以内にお預け入れいただける個人の方に限らせていただきます。 ◎窓口での取扱いに限らせていただきます。
手数料	不要
付加できる特約事項	◎総合口座の担保に組入れられます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ◎マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ◎通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	◎満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ・6ヵ月未満・解約日における普通貯金利率
貯金保険制度(公的制度)	◎保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または信用部推進企画課(電話:077-599-3957)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当JA信用部推進企画課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 滋賀弁護士会(電話:077-522-3238) 京都弁護士会(電話:075-231-2378) なお、上記弁護士会へ直接お申し立ていただくことも可能です。ただし、滋賀弁護士会へ直接お申し立てをされる場合には、事前に弁護士による法律相談(有料)を受け、紹介状を作成してもらう必要があります。(弁護士を代理人としてお申し立てされる場合には不要です。)
その他	◎金利情勢の変化等により、取扱期間中であっても適用金利の変更、または取扱いを中止する場合がございます。 ◎満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ◎証書式、通帳式、総合口座でのお取扱いができます。 ◎その他詳細については「自動継続スーパー定期貯金規定(単利型)」に準じます。



打出浜支店 TEL.077-525-4347
瀬田支店 TEL.077-545-4511
上田出張所 TEL.077-549-0321
東大津支店 TEL.077-546-0312
南大津支店 TEL.077-537-0022
滋賀出張所 TEL.077-522-3462
西大津支店 TEL.077-578-0127

雄琴出張所 TEL.077-578-1201
堅田中央支店 TEL.077-572-1155
志賀町支店 TEL.077-594-0013
志津支店 TEL.077-562-0319
老上支店 TEL.077-562-0255
山田支店 TEL.077-562-0810
常盤支店 TEL.077-568-0007

笠縫支店 TEL.077-562-2181
草津支店 TEL.077-562-2226
老上東支店 TEL.077-564-0336
金勝支店 TEL.077-558-0351
葉山支店 TEL.077-551-0062
治田支店 TEL.077-552-1279
大宝支店 TEL.077-552-3154

粟東中央支店 TEL.077-552-0542
赤野井支店 TEL.077-585-0021
明富支店 TEL.077-585-1002
守山支店 TEL.077-582-8431
野洲支店 TEL.077-588-3134
祇王支店 TEL.077-587-0072
三上支店 TEL.077-587-0075

中支支店 TEL.077-589-2481
マキノ支店 TEL.0740-27-1190
今津支店 TEL.0740-22-2571
新旭支店 TEL.0740-25-2626
安曇川支店 TEL.0740-32-0012
高島支店 TEL.0740-36-0032

(令和7年4月1日現在)